

#### 4 その他

##### (1) 報告・検査及び指定の取り消し等について

###### 報告・検査等（介護保険法第76条等）

都道府県知事は、指定事業者等に対し、報告の徴収、帳簿書類等の検査等を行うことができるとされています。

###### 指定の取り消し等（介護保険法第77条等）

都道府県知事は、次の場合に指定の取り消しを行うことができるとされています。

- ・ 人員基準を満たすことができなくなったとき
- ・ 設備・運営基準を満たすことができなくなったとき
- ・ サービス費等の請求に関し不正があったとき
- ・ 都道府県知事の報告の徴収等に従わず又は虚偽の報告をしたとき
- ・ 都道府県知事の行う検査の拒否等をしたとき
- ・ 不正の手段により指定を受けたとき
- ・ その他

居宅介護支援事業者・介護保険施設が委託を受けた要介護認定等に関する訪問調査において虚偽の報告をしたとき（介護保険法第84条等）

###### 公示（介護保険法第78条等）

都道府県知事は、指定や取り消し等を行った場合、その旨を公示しなければならないこととされています。

##### (2) 介護報酬について

介護報酬は、厚生労働大臣が定める基準により算定され、その基準は次のとおり告示されています。

指定居宅サービス	平成12年厚生省告示第19号 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
指定地域密着型サービス	平成18年厚生省告示第126号 「指定地域密着型サービスに要する費用の算定に関する基準」
指定居宅介護支援	平成12年厚生省告示第20号 「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」
指定施設サービス等	平成12年厚生省告示第21号 「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
指定介護予防サービス	平成18年厚生省告示第127号 「指定介護予防サービスに要する費用の算定に関する基準」
指定地域密着型介護予防サービス	平成18年厚生省告示第128号 「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の算定に関する基準」
指定介護予防支援	平成18年厚生省告示第129号 「指定介護予防支援に要する費用の算定に関する基準」

##### (3) 情報公開について

介護保険利用者のサービスの選択を容易にするため、また、居宅介護支援事業者が介護サービス計画を作成する際に必要な情報を得られるようにするため、サービス提供事業者の情報等をインターネットの活用により提供しています。

WAMNETのホームページ <http://www.wam.go.jp/>

香川県の介護保険のホームページ <http://www.hw.kagawa-swc.or.jp/kaigo/>

WAMNETは、独立行政法人福祉医療機構が運営している、福祉保健医療関連の情報を提供するための総合的な情報ネットワークシステムです。

WAMNETは、各事業者からも提供したい情報を直接入力できますので、積極的なご利用、ご協力をお願いします。

また、香川県のホームページの中でも、介護保険の各種情報提供を行っておりますので、ご利用ください。